

令和 8 年度第 2 回大和市市民参加推進・評価会議
次 第

日時：令和 8 年 7 月 1 日(水) 11 時～

場所：大和市役所 本庁舎 5 階 委員会室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 諮 問

4 議 事

(1) 令和 7 年度市民参加手続の実施状況について

※資料 1 資料 2 資料 3 資料 4

(2) その他

5 閉 会

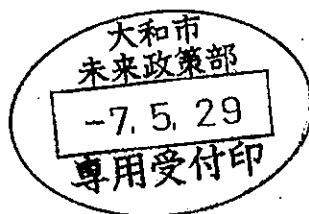
【配布資料】

資料 1：令和 7 年度市民参加手続の実施予定に対する総合評価について（答申）

資料 2：令和 7 年度市民参加手続の実施状況

資料 3：令和 7 年度審議会等委員の公募実施状況

資料 4：実施状況に対する総合評価の過去の答申内容（抜粋）



令和7年5月29日

大和市長 古谷田 力 様

大和市市民参加推進・評価会議
会 長 長谷部 美由紀

令和7年度市民参加手続の実施予定に対する総合評価について（答申）

令和7年3月21日付で諮問を受けた標記の件について、本審議会で審議した結果、次のとおり意見を付して適正なものと認めます。

【付帯意見】

- 審議会等の委員公募や意見公募手続の実施の際には、市公式 LINE や X を活用し、一層の PR を行うとともに、応募や意見提出のきっかけを調査し、PR の効果測定を行うことも必要であると考えます。また、審議会等の委員公募においては、オンラインでの応募方法の周知や、手軽に応募書類が提出できる環境の整備を行ってください。
- 市民参加に関連する情報の発信にあたっては、デジタルツールを活用する一方、障がいのある方やデジタルに馴染みがない方にも情報が行き届くよう配慮してください。
- 人権指針の改定にあたっては、カスタマーハラスメントなどが問題となっている現状も踏まえ、民間事業者や公的機関を問わず、接客業務に携わる方等を含めた積極的な意見聴取に努めてください。
- 一般廃棄物処理基本計画については、すべての市民の生活に密接に関わるごみ処理等について定めるものであることから、本市の地域特性を踏まえ、外国人市民を含む子どもから大人まで幅広い世代に分かりやすく情報提供し、意見の聴取に努めてください。

以上

●令和7年度 市民参加手続の実施状況

資料2

(1) 人権指針の改定 (担当：国際・市民共生課)			該当する対象事項	1号(計画)
対象事項の概要	長期的な展望で人権課題に対する取組みの方向を明らかにするための指針です。			
実施理由	人権指針の改定後10年が経過していることや総合計画が策定されたことに伴い、当該指針を改定するものです。			
前回実施	平成27年度	前回手続	意見公募手続（意見者数2人・意見数2件）	
実施予定の手続		予 定	実 績	
1. 審議会等 (人権指針改定検討委員会)		R7.6月・7月・8月	3回（R7.6月・8月・9月）	
4. 意見公募手続		R8.1月	実施期間：R7.12.1～R8.1.5 意見者数0人・意見数0件	
(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定 (担当：介護保険課、人生100年推進課)			該当する対象事項	1号(計画)
対象事項の概要	高齢者を取り巻く課題に対し、解決する方策と目指す目標を定め、具体的な施策を展開するための計画です。			
実施理由	第10期計画（令和9年～令和11年度）を策定します。			
前回実施	令和5年度	前回手続	審議会等（7回）・意見公募手続（意見者数4人・意見数4件）・意見交換会等（9人参加）・意向調査（6,730件 回収率65.0%）	
実施予定の手続		予 定	実 績	
1. 審議会等（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会）		R7.6月・11月	2回（R7.6月・11月）	
2. 意向調査		R8.1月	調査方法：郵送、対面、電子メール 調査期間：R8.2.6～R8.5.8 抽出条件：65歳以上の高齢者、要支援、要介護者認定者など 質問票配布数：10,352件 回答数：6,841件（回答率：66.1%）	
(3) 大和都市計画の決定・変更 (担当：まちづくり計画課)			該当する対象事項	1号(計画)
対象事項の概要	街づくりの目標に向かって、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業に関して定める計画です。			
実施理由	大和市において定める都市計画その他街づくりに関する事項を審議します。			
前回実施	令和6年度	前回手続	審議会等(3回)・意見交換会等（15人参加）	
実施予定の手続		予 定	実 績	
1. 審議会等 (都市計画審議会)		4回開催予定	3回（R7.8月・11月、R8.2月）	
(4) 都市計画マスタープランの改定 (担当：まちづくり総務課)			該当する対象事項	1号(計画)
対象事項の概要	長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現の手段、プロセスを総合的・体系的に示す計画です。			
実施理由	総合計画の策定に伴い、当該プランの部分改定を行います。			
前回実施	令和2年度	前回手続	審議会等（14回）・意見交換会等（意見交換会7人、座談会29団体、市民討議会54人参加、eモニター意見443件）・意見公募手続（意見者数5人・意見数17件）	
実施予定の手続		予 定	実 績	
1. 審議会等（都市計画審議会）		4回開催予定	3回（R7.8月・11月、R8.2月）	
4. 意見公募手続		R8.1月	実施期間：R7.12.1～R8.1.5 意見者数1人、意見数1件	
(5) 一般廃棄物処理基本計画の改定 (担当：資源循環推進課)			該当する対象事項	1号(計画)
対象事項の概要	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例」の規定に基づき策定するもので、今後の廃棄物行政における長期的かつ総合的な指針となる計画です。			
実施理由	本市の廃棄物行政の方針や数値目標を更新するため、平成28年3月に改定した当該計画の改定を行います。			
前回実施	平成27年度	前回手続	審議会等（4回）・意見公募手続（意見者数1人・意見数1件）	
実施予定の手続		予 定	実 績	
1. 審議会等（環境審議会）		R7.5月・7月・11月、R8.1月	2回（R7.11月、R8.1月）	
4. 意見公募手続		R7.12月	実施期間：R7.12.1～R8.1.5 意見者数1人、意見数1件	

(6) 新型インフルエンザ等対策行動計画の改定 (担当：医療健康課)				該当する対象事項	1号(計画)
対象事項の概要	新型インフルエンザや新たな感染症が発生した場合に感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とした計画です。				
実施理由	新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を受け、平成26年に策定した当該計画の改定を行います。				
前回実施	平成26年度	前回手続	意見公募手続（意見者数2人・意見数7件）		
実施予定の手続			予 定	実 績	
4. 意見公募手続			R7. 11月～12月	実施期間：R8. 1. 6～R8. 2. 5 意見者数0人、意見数0件	
(7) 公共施設等総合管理計画の改定（担当：総合政策課）				該当する対象事項	1号(計画)
対象事項の概要	今後の人口減少や超高齢社会を見据えながら、市が保有する施設について包括的に捉え、これまで以上に中長期的な視点を持って戦略的な維持管理を行うための計画です。				
実施理由	現計画の計画期間が令和7年度で終了するため、当該計画の改定を行います。				
前回実施	令和3年度	前回手続	意見公募手続（意見者数1人、意見数1件）		
実施予定の手続			予 定	実 績	
4. 意見公募手続			R8. 2月	実施期間：R8. 2. 2～R8. 3. 4 意見者数4人、意見数4件	
(8) 道路整備計画の策定（担当：まちづくり総務課）				該当する対象事項	1号(計画)
対象事項の概要	本市の道路行政が直面する諸課題に対し、8つの視点から現況を整理した上で、あるべき姿（目標）と、なすべきこと（課題）を明確化し、必要な対策を具体的に進めていくための計画です。				
実施理由	計画的かつ効果的に道路整備を実施するため、新たに道路整備計画を策定します。				
前回実施	-	前回手続	-		
実施予定の手続			予 定	実 績	
4. 意見公募手続			R8. 1月	実施期間：R8. 3. 1～R8. 3. 31 意見者数9人、意見数15件	
(9) 大和市立病院経営計画の改定（担当：経営戦略室）				該当する対象事項	1号(計画)
対象事項の概要	大和市立病院経営計画は、国が2022年3月に策定した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営ガイドライン」に基づき策定している計画です。				
実施理由	大和市立病院経営計画（R5年度～R9年度）の後期計画期間（R8年度～令和9年度）に向けて計画を見直すものです。				
前回実施	-	前回手続	-		
実施予定の手続			予 定	実 績	
1. 審議会等（市立病院運営審議会）			-	1回（R8. 3月）	

(10) 大和市放課後児童クラブ事業条例の一部改正 (担当：こども青少年みらい課)				該当する対象事項	2号(条例) 4号(制度)
対象事項の概要		-			
実施理由		育成料を改定するため、当該条例を一部改正するものです。			
前回実施		-	前回手続	-	
実施予定の手続			予 定	実 績	
4. 意見公募手続			R7.6月	実施期間：R7.6.1.～R7.6.30 意見者数157人・意見数282件	
(11) 大和市スポーツ施設設置条例の一部改正 (担当：スポーツ×ライフ課)				該当する対象事項	2号(条例)
対象事項の概要		-			
実施理由		大和スポーツセンター駐車場の有料化に向け、条例を一部改正するものです。。			
前回実施		-	前回手続	-	
実施予定の手続			予 定	実 績	
1. 審議会等（スポーツ推進審議会）			-	2回（R7.6月・7月）	
4. 意見公募手続			-	実施期間：R7.7.1～R7.7.31 意見者数147人、意見数186件	
(12) 大和市都市公園条例及び大和市営自動車駐車場条例の一部改正 (担当：みどり公園課)				該当する対象事項	2号(条例)
対象事項の概要		-			
実施理由		駐車場の有料化、利用時間、利用料金の変更及び都市公園内の広告表示を可能とするため、条例を一部改正するものです。			
前回実施		-	前回手続	-	
実施予定の手続			予 定	実 績	
4. 意見公募手続			-	実施期間：R7.7.1～R7.7.31 意見者数2人、意見数4件	
(13) 大和市病院事業の設置等に関する条例の一部改正 (担当：病院総務課)				該当する対象事項	2号(条例)
対象事項の概要		-			
実施理由		病床数を減床するため、当該条例を一部改正するものです。			
前回実施		-	前回手続	-	
実施予定の手続			予 定	実 績	
1. 審議会等（市立病院運営審議会）			-	1回（R7.7月）	
(14) 大和市一般廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正（資源循環推進課）				該当する対象事項	2号(条例)
対象事項の概要		-			
実施理由		一般廃棄物処理手数料を改定するため、当該条例を一部改正するものです。			
前回実施		-	前回手続	-	
実施予定の手続			予 定	実 績	
1. 審議会等（環境審議会）			-	1回（R7.8月）	
4. 意見公募手続			-	実施期間：R7.8.30～R7.9.30 意見者数1人、意見数2件	

(15) 大和市柳橋ふれあいプラザ条例の一部改正（担当：施設課）				該当する対象事項	2号(条例)
対象事項の概要	-				
実施理由	柳橋ふれあいプラザの使用料を改定するため、当該条例を一部改正するものです。				
前回実施	-	前回手続	-		
実施予定の手続			予 定	実 績	
4. 意見公募手続			-	実施期間：R7.8.29～R7.9.30 意見者数4人、意見数6件	

(16) こども誰でも通園制度の実施に係る認可基準条例及び規則の制定（担当：ほいく課）				該当する対象事項	2号(条例)
対象事項の概要	-				
実施理由	保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労要件等を問わず、保育所等を一定時間利用できる制度で、令和8年度から全ての自治体で実施されるため、条例を制定するものです。				
前回実施	-	前回手続	-		
実施予定の手続			予 定	実 績	
4. 意見公募手続			-	実施期間：R7.9.13～R7.10.13 意見者数4人、意見数5件	

(17) 大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部改正（担当：政策総務課、財政課）				該当する対象事項	2号(条例)
対象事項の概要	-				
実施理由	貴重な自主財源である寄附をさらに有効活用できるよう使途を見直すため、大和市寄附条例及び大和市基金条例を一部改正するものです。				
前回実施	-	前回手続	-		
実施予定の手続			予 定	実 績	
4. 意見公募手続			-	実施期間：R7.12.15～R8.1.15 意見者数0人、意見数0件	

(18) デジタル・ガバメント推進指針の進行管理 (担当：デジタル戦略課)				該当する対象事項	4項(その他)
対象事項の概要	進歩の著しいデジタル社会に基礎自治体としての的確に対応し、都市の持続可能性を高めていくことができるよう、デジタル技術を効果的に取り入れながら行政経営のあり方を変革していく取組を効果的・効率的に進めるための指針です。				
実施理由	当該指針の進行管理で定めている目標の進捗確認を行うため、市民へのアンケートを実施します。				
前回実施	R6年度	前回手続	意向調査（867件）		
実施予定の手続			予 定		実 績
2. 意向調査			R7.6月～8月		調査方法：eモニター 調査期間：R7.5.26～R7.6.2 回答件数：620件
(19) 第二期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価及びこども計画の進行管理（担当：こども総務課）				該当する対象事項	4項(その他)
対象事項の概要	こどもや子育てをめぐる様々な課題に適切に対応するためのこどもに関する総合的な計画です。				
実施理由	令和6年度を終期とする第二期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価を行うとともに、令和7年度を始期とするこども計画の進行管理を行います。				
前回実施	R6年度	前回手続	審議会等（8回）		
実施予定の手続			予 定		実 績
1. 審議会等 (子ども・子育て会議)			R7.5月・7月・10月・11月、 R8.2月		6回（R7.5月・7月・10月・11月、R8.1月・2月）
(20) 文化芸術振興基本計画の進行管理（担当：文化振興課）				該当する対象事項	4項(その他)
対象事項の概要	本市における文化芸術の更なる振興を図るとともに、文化芸術を取り巻く環境の変化等を踏まえ、文化芸術によって生み出される多様な価値をあらゆる分野へ生かす、文化芸術振興の総合的かつ計画的な取り組みを推進するための計画です。				
実施理由	当該計画【第3期】の進行管理を行います。				
前回実施	R6年度	前回手続	審議会等（4回）		
実施予定の手続			予 定		実 績
1. 審議会等 (文化芸術振興審議会)			R7.7月・8月、R8.2月		3回（R7.7月・8月、R8.3月）
(21) 地域福祉計画の進行管理（担当：福祉総務課）				該当する対象事項	4項(その他)
対象事項の概要	国の制度改革や地域の状況を踏まえるとともに、これまでの市民や市の取り組みを土台として、より地域住民のニーズに沿った地域福祉の推進が図られるよう策定する計画です。				
実施理由	第5期計画についての施策評価と第6期計画についての進行管理を行います。				
前回実施	R6年度	前回手続	審議会等（5回）		
実施予定の手続			予 定		実 績
1. 審議会等 (社会福祉審議会)			R7.7月・11月		2回（R7.8月、R8.2月）
(22) 障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の進行管理（担当：障がい福祉課）				該当する対象事項	4項(その他)
対象事項の概要	障がい者福祉計画は、本市の障がい者施策全般にわたり取り組むべき方向性を定める計画です。また、障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国の基本方針に沿って、成果目標、障がい福祉サービス・障がい児支援等の見込量、地域生活支援事業の見込及び提供体制の確保に関する事項を定める計画です。				
実施理由	障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の進行管理を行います。				
前回実施	R6年度	前回手続	審議会等（4回）		
実施予定の手続			予 定		実 績
1. 審議会等 (障がい者福祉計画審議会)			R7.5月・8月・11月		2回（R7.10月、R8.2月）
(23) 総合計画の進行管理（担当：総合政策課）				該当する対象事項	4項(その他)
対象事項の概要	市政の長期的な理念を、市民や地域、議会、行政で共有するとともに、手を取り合って新たな時代に対応したまちづくりを進めていくための計画です。				
実施理由	当該計画の進行管理について、実施手法に関する総合計画審議会からの意見聴取等を行います。				
前回実施	-	前回手続	-		
実施予定の手続			予 定		実 績
1. 審議会等 (総合計画審議会)			R7.5月～R8.2月 (5回開催予定)		1回（R7.11月）

(24) 郷土民家園の指定管理者の選定（担当：文化振興課）			該当する対象事項	4項(その他)
対象事項の概要	-			
実施理由	郷土民家園の指定管理者を選定するものです。			
前回実施	-	前回手続	-	
実施予定の手続		予 定	実 績	
1. 審議会等 (郷土民家園の指定管理者選定委員会)		R7.7月～指定管理者の候補の選定終了	2回 (R7.7月・10月)	
(25) スポーツ施設等の指定管理者の選定（担当：文化振興課）			該当する対象事項	4項(その他)
対象事項の概要	-			
実施理由	スポーツ施設等の指定管理者を選定するものです。			
前回実施	-	前回手続	-	
実施予定の手続		予 定	実 績	
1. 審議会等（スポーツ施設等の指定管理者選定委員会）		R7.7月～指定管理者の候補の選定終了	3回 (R7.7月・8月・10月)	
(26) つきみ野1号公園等の指定管理者の選定（担当：環境総務課）			該当する対象事項	4項(その他)
対象事項の概要	-			
実施理由	つきみ野1号公園等の指定管理者候補を選定するものです。			
前回実施	-	前回手続	-	
実施予定の手続		予 定	実 績	
1. 審議会等（つきみ野1号公園等の指定管理者選定委員会）		-	2回 (R7.7月・10月)	
(27) 障害者自立支援センターの指定管理者の選定（担当：福祉総務課）			該当する対象事項	4項(その他)
対象事項の概要	-			
実施理由	障害者自立支援センターの指定管理者を選定するものです。			
前回実施	-	前回手続	-	
実施予定の手続		予 定	実 績	
1. 審議会等（障害者自立支援センターの指定管理者選定委員会）		R7.7月・10月	3回 (R7.7月・10月)	
(28) 福祉行政に関わる指定管理者の評価（担当：福祉総務課）			該当する対象事項	4項(その他)
対象事項の概要	-			
実施理由	福祉行政に関わる指定管理者の評価を行うものです。			
前回実施	-	前回手続	-	
実施予定の手続		予 定	実 績	
1. 審議会等（社会福祉審議会）		R7.8月	1回 (R7.8月)	

(29) 大和市学校給食実施要綱の一部改正（担当：保健給食課）			該当する対象事項	4項(その他)
対象事項の概要	現在の学校給食費は、平成26年度から改定されてないため、近年の急激な物価上昇に対応できず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した大和市学校給食食材料費補助金を給食費とは別に支給し、給食を提供しています。国が主導する給食費の無償化において、対象が給食費本体のみとなる可能性もあり、給食費を見直す必要があります。			
実施理由	大和市学校給食費の適正化について検討するものです。			
前回実施	-	前回手続	-	
実施予定の手続		予 定	実 績	
1. 審議会等 (学校給食費検討委員会)		-	2回（R7.6月・9月）	
(30) 財政健全化に関するタウンミーティング (担当：財政健全化プロジェクト)			該当する対象事項	4項(その他)
対象事項の概要	令和6年度決算において経常収支比率が100%を超え、財政の硬直化が決定的になったことに伴い、財政の健全化に取り組んでいます。			
実施理由	財政健全化ビジョンについて、市民に対して説明するとともに、今後の財政健全化プランの策定に向けて、市民から意見聴取を行うものです。			
前回実施	-	前回手続	-	
実施予定の手続		予 定	実 績	
3. 意見交換会等		-	開催時期：R8.2.1～R8.2.7 開催回数：4回 参加者数：55人	

●令和7年度 審議会等委員の公募実施状況

資料3

	審議会等の名称	募集期間	公募	応募	選任	委員 総数	うち 女性	女性 割合
1	下水道運営審議会	R7.3.1 ～ R7.4.1	3	5	4	11	4	36.4%
	任期 R7.7.1 ～ R9.6.30	附属機関 応募のきっかけ	下水道総務課					
2	人権指針改定検討委員会	R7.3.1 ～ R7.4.30	3	1	1	7	3	42.9%
	任期 R7.6.20 ～ R8.3.31	附属機関 に類するもの 応募のきっかけ	国際・市民共生課					
3	障害者自立支援センターの指定管理者選定委員会	R7.4.1 ～ R7.5.1	2	1	1	5	0	.0%
	任期 R7.7.1 ～ 選定終了まで	附属機関 に類するもの 応募のきっかけ	福祉総務課					
4	郷土民家園の指定管理者選定委員会	R7.4.1 ～ R7.5.1	2	2	2	5	0	.0%
	任期 R7.7.1 ～ 選定終了まで	附属機関 に類するもの 応募のきっかけ	文化振興課					
5	スポーツ施設設置条例規定施設等の指定管理者選定委員会	R7.4.1 ～ R7.5.1	2	4	2	5	0	.0%
	任期 R7.7.1 ～ 選定終了まで	附属機関 に類するもの 応募のきっかけ	文化振興課					
6	消防運営審議会	R7.5.1 ～ R7.6.13	2	2	2	10	4	40.0%
	任期 R7.9.1 ～ R9.8.31	附属機関 応募のきっかけ	消防総務課					
7	市立病院運営審議会	R7.6.15 ～ R7.7.31	2	5	2	10	2	20.0%
	任期 R7.10.1 ～ R9.9.30	附属機関 応募のきっかけ	広報やまと:5件 ※重複でHP:2件 病院総務課					
8	スポーツ推進審議会	R7.9.1 ～ R7.10.15	2	3	2	10	2	20.0%
	任期 R8.1.1 ～ R9.12.31	附属機関 応募のきっかけ	広報やまと:2件 現職:1件 スポーツ×ライフ課					
9	都市計画審議会	R7.12.1 ～ R8.1.13	3	2	2	15	2	13.3%
	任期 R8.4.1 ～ R10.3.31	附属機関 応募のきっかけ	広報やまと2件 ※メルマガ:1件(重複) まちづくり計画課					
10	子ども・子育て会議	R7.12.1 ～ R8.1.15	2	4	2	17	8	47.1%
	任期 R8.4.1 ～ R10.3.31	附属機関 応募のきっかけ	広報やまと:3件 HP:1件 こども総務課					
11	地域包括支援センター運営協議会	R7.12.1 ～ R8.1.16	1	4	1	9	3	33.3%
	任期 R8.4.1 ～ R10.3.31	附属機関 応募のきっかけ	広報やまと:3件 知人より:1件 人生100年推進課					
12	介護保険サービス審議会	R7.12.15 ～ R8.1.15	3	1	1	7	3	42.9%
	任期 R8.4.1 ～ R10.3.31	附属機関 応募のきっかけ	知人より:1件 介護保険課					
13	環境審議会	R8.2.1 ～ R8.3.2	4	8	4	12	4	33.3%
	任期 R8.5.18 ～ R10.5.17	附属機関 応募のきっかけ	広報やまと:5件 HP:3件 環境総務課					
14	社会福祉審議会	R8.3.1 ～ R8.4.1	2	5	2	14	6	42.9%
	任期 R8.6.1 ～ R10.5.31	附属機関 応募のきっかけ	広報やまと:4件 現職:1件 福祉総務課					

※No7より応募理由のきっかけがわかるように、応募用紙の様式を変更致しました。

附属機関・・・

執行機関からの求めに応じて調査、審議したり意見を述べたりするために法律や条例に基づいて設置する組織。

附属機関に類するもの・・・

法律や条例に基づかず要綱などで設置するもので、委員に報酬を支給しないもの。

実施状況に対する総合評価の過去の答申内容（抜粋）

【市民参加手続全体に関する意見】

- 市民参加手続の実施に際しては、市民が当事者意識を持って意見を述べることができるよう、既存の政策の周知に努めるとともに、当該政策による効果や影響を明快に示す工夫を検討すること。特に意向調査においては、併せて質問項目を分かりやすい表現にするなど、一層の回収率向上に向けた取組に期待する。（令和7年度）
- 市民との距離がより近くなるよう、昨今のデジタル技術も活用しながら、ホームページや広報やまとなどを通じ、市民が気軽に意見や疑問を伝え、回答を得られるような仕組みが構築されることを期待する。（令和5年度）
- 子どもや障がいのある方、外国籍の方など、当事者の方の意見も十分聴取できるよう、市民参加手続の実施手法を工夫していただきたい。（令和6年度）
- 積極的に市民の意見を聴く姿勢として、当初予定になかった市民参加手続が実施されたことを評価する。（令和6年度）

【審議会等に関する意見】

- 休日や夜間の開催や、審議会に参加できない方でも会議資料を見て個別に意見を伝えられるような方法を検討すること。（令和5年度）

【意向調査に関する意見】

- 市民と行政の双方にとって負担の少ない意向調査が実施できれば、実施頻度や意見提出数の増加が期待できると考える。市民参加を活発にするため、まずは心理的ハードルを下げる観点から、意見提出、集計・分析のいずれも簡易に行うことができる仕組みの検討に努めること。（令和7年度）
- 市民が参加しやすい手法を採用したことで、一定数の回答を回収でき、多くの意見聴取により市民参加を進めることができたと認められる。（令和4年度）

（裏面へ続きます）

【意見公募手続に関する意見】

- 意見数のさらなる増加のためには、需要が増すと予想されるインターネットでの提出を含め、条例に定める4つの提出方法を確実に用いることはもとより、資料を配架する施設の特性に合わせて、意見を提出しやすい環境づくりに努めることが必要であるとする。（令和元年度）

【審議会等の委員の公募に関する意見】

- SNS などさまざまな方法でPRを行ったことが、応募者数の大幅な増加につながったと考えられることから、同様のPR手法を取り入れるよう努めていただきたい。また、公募委員の選考にあたっては、委員の男女比率に大幅な偏りが生じないように配慮することを求める。（令和6年度）

【その他の意見】

- 施設に関わる変更等の事案においては、当該施設が目立つ場所や他のイベントを開催している場所などに市民参加手続を案内する二次元コードを設置するなど、施設利用者の目に留まりやすく、その場でも意見を出せるような工夫を検討すること。（令和7年度）